

事業報告 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

I 当社の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

(1) 事業環境

当社は、東京都の政策連携団体として、政策実現に向け都と協働しながら事業を実施しており、所管する東京都水道局（以下「水道局」という。）から、直接的な指導監督を受け、適正かつ効率的な事業運営の確保や自律的経営を求められる立場にあります。

加えて、水道局と当社は、公共性の確保と効率性の発揮の観点から、民間事業者への委託になじまない事業運営上重要な業務を政策連携団体である当社が担い、一体的に事業を運営するグループ経営を推進しています。

こうした状況のもと、水道局の基幹的業務である「水道施設管理・整備業務」及び「お客さまサービス業務」について、水道局から当社への業務移転が順次進められていることから、「東京水道グループ人材育成方針」に基づき人材育成にも積極的に取り組むとともに、給与の見直しや福利厚生の拡充など社員の処遇向上を実現させることで、業務拡大に伴い必要となる人員の確保に努めてきました。

当期においては、2025年度事業計画に基づき主要事業などに取り組むとともに、2021年4月に策定した「中期経営計画2021」の最終年度として、本計画に掲げた取組を着実に推進しました。全社的な課題について検討を行う経営改革推進委員会を2024年度に引き続いて開催し、社員の処遇向上や人事制度の見直しなど課題解決に向けた取組を進めてきました。

また、あきる野地区などの性能発注方式による包括業務委託をはじめ、港営業所及び杉並営業所の業務移転が実施されるなど、水道局からの新たな受託への対応を行いました。

さらに、台風22号及び23号の被災地である東京都八丈町に社員を派遣し、応急給水・応急復旧活動など、水道局と連携して、現地での作業に当たりました。

こうした取組により、24時間365日、安全でおいしい高品質な水を安定してお届けするという使命を果たしています。

(2) 事業の状況

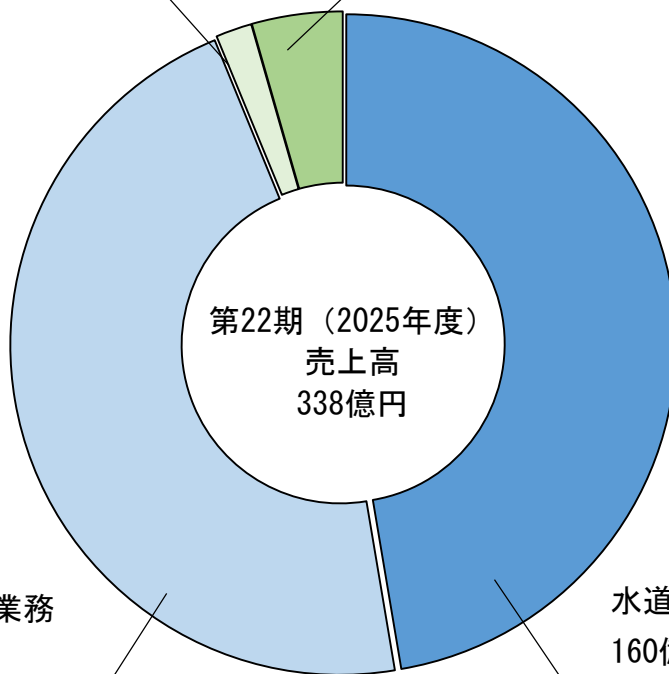
①当期の実績

当事業年度における当社の業績は、売上高33,802百万円（前期比113.3%）となり、損益面では、営業利益2,678百万円（同208.0%）、経常利益2,799百万円（同208.7%）となりました。ただし、退職金制度の一本化等に伴う3,291百万円の特別損失の発生により、当期純損失160百万円（前事業年度は891百万円の当期純利益）となりました。

②主要事業別の売上高

水道関連自主事業
6億円 (1.9%)

公共機関等を対象としたIT事業
15億円 (4.3%)



お客さまサービス業務
157億円 (46.4%)

水道施設管理・整備業務
160億円 (47.4%)

単位：億円

	第21期 2024年度		第22期 2025年度		対前年度 増減
		(構成比)		(構成比)	
合計	298	(100.0%)	338	(100.0%)	40
水道局受託事業	279	(93.6%)	317	(93.8%)	38
水道施設管理・整備業務	132	(44.4%)	160	(47.4%)	28
お客さまサービス業務	147	(49.2%)	157	(46.4%)	10
自主事業	19	(6.4%)	21	(6.2%)	2
水道関連自主事業	5	(1.8%)	6	(1.9%)	1
公共機関等を対象としたIT事業	14	(4.6%)	15	(4.3%)	1

③主要事業の推進

■水道局受託事業 水道施設管理・整備業務

売上高：160 億円

前期比 121%

【概況】

将来にわたる安全でおいしい高品質な水道水の安定供給を支え続ける事業として、水道水源林保全管理・貯水池等管理業務、浄水場等運転管理・維持保全業務、水道管路の設計・工事監督業務、管路維持管理業務・配水管附带設備維持管理業務を水道局から受託しています。

【主な取組事項】

- 水道水源林保全管理・貯水池管理業務については、約 26,000ha に及ぶ水道水源林の保全管理業務を行うとともに、玉川上水路、羽村取水所、村山・山口貯水池管理業務を実施しました。
- 浄水場等運転管理・維持保全業務については、東京都の浄水場（全 10 か所中 5 か所）、区部給水所等（全 34 か所中 30 か所）及び多摩地区全水道施設（727 か所）の運転監視や水質監視、点検業務等を実施しました。
- 2023 年度より仕様発注方式で受託していた長沢浄水場外 2 か所水道施設包括業務委託については、2025 年度から性能発注方式で業務の受託を開始しました。これにより、当社の創意工夫を活かした、より効率的な運営管理が可能となりました。
- 水道管路の設計・工事監督業務では、配水管の耐震継手化工事の設計積算業務に加え、当該工事の工事監督業務を計画的に履行しました。
- 管路維持管理業務については、制水弁及び消火栓等の配水管附属設備の機能調査に関する監理業務や漏水量の測定調査業務並びに、他の企業による水道施設の損傷防止を目的とする他企業工事立会業務を実施しました。
- あきる野地区水道事業については、2025 年度より西多摩地区の 3 市 3 町における水道事業に必要な業務を、性能発注方式による包括業務委託として受託しました。これまでの受託業務に加え、浄水施設の維持管理等の新規業務についても円滑に実施しました。

【課題と対応の方向性】

- 労働力人口の減少により社員の採用が一層困難性を増す中、少数精鋭での確実な業務の遂行と安定した業務の運営が求められています。このため、水道施設の維持管理、整備業務などにおける DX の推進等により、業務の効率化及び品質確保を図っていきます。
- 今後、大規模かつ難易度の高い新たな業務の移転が予定されており、業務を着実に実施するための適切な対応が必要です。このため、社員一人ひとりの技術力の向上を目的として、業務移転を見据えた研修派遣を引き続き実施するとともに、水道局研修をはじめ、スキルアップにつながる講習会等へ参加を推進していきます。

売上高：157 億円

前期比 107%

【概況】

お客さまセンターの運営、営業所・サービスステーション業務、給水装置関連業務のほか、水道料金ネットワークシステムを始めとした水道局のお客さまサービスに関わる各種システムの開発・保守運用業務を受託しています。

【主な取組事項】

- 区部営業所業務において、港営業所及び杉並営業所の2か所を新規に受託したことにより、区部は21営業所中14営業所、多摩地区は全11サービスステーション（以下「SS」という。）、給水件数では区部・多摩地区全体の75%を担うこととなりました。区部では、2026年4月から新規に受託する江東営業所及び新宿営業所の業務を開始する準備を行いました。多摩地区では、2026年1月に調布SSを府中SSに、日野SSを八王子SSに、あきる野SSを青梅SSに集約したことで、8SSの受託となりました。また、営業業務のBPR（Business Process Re-engineering）について、水道局と連携して取り組むとともに、水道局及び区市町と連携した防災広報や応急給水訓練等を積極的に実施するなど、地域防災力強化に精力的に取り組みました。
- 水道料金ネットワークシステムについては、年間を通じて安定的に運用しました。また、付随開発作業として、水道の基本料金無償臨時特別措置対応やSS集約化に伴うシステム改修等を実施しました。
- お客さまセンターの運営については、オペレータの確保・育成を確実に行うとともに、計画的な配置により高い応答率を維持しました。また、東京都水道局アプリに関する問合せ対応に特化した人材を新たに配置し、お客さまサービスの向上に努めました。
- 給水装置関連業務においては、給水装置工事の設計審査及び完成検査業務に加え、電子申請等に関する問合せ対応業務等を着実に実施しました。

【課題と対応の方向性】

- 営業所業務の移転は今後も継続するため、効率的な業務運営体制の整備と人材育成の取組が必要です。引き続き、既存業務の手順等をゼロベースで抜本的に見直すなど、更なる業務の効率化に取り組むとともに、キャリアマネジメントシステムの活用や研修の充実など、全体のスキルレベルの向上に努めていきます。
- お客さまセンターでは、高い応答率を維持することにより、お客さまに高い利便性を提供するとともに、東京都水道局アプリの機能拡充に伴う各種問合せに対応する必要があります。そのため、研修等を充実して引き続きオペレータの育成に取り組むことで、事業環境の変化やお客さまニーズの多様化にも対応し、お客さまサービスの更なる向上に向けた取組を進めていきます。

売上高：6億円

前期比 120%

【概況】

国内においては、様々な水道事業者から、水道料金等収納業務の運営、TSリークチェッカー関連業務、コンサルタント業務等の技術支援業務、水道技術に関する研修業務等を受託しています。

海外においては、JICAが行うODA等による国際貢献事業として、主にアジア・アフリカ地域の無収水削減対策事業や、人材育成業務等を実施しています。

【主な取組事項】

- 国内の業務として、水道料金等収納業務、TSリークチェッカー関連業務、コンサルタント業務等の技術支援業務、水道技術に関する研修業務を受注しました。
- 秋田市の水道料金等徴収業務については、第3期目となる秋田市上下水道局お客さまセンターの運営を着実に実施しました。
- 海外の業務として、技術協力プロジェクト（無収水削減等）や訪日研修業務を受注しました。

【課題と対応の方向性】

- 当社の売上高の多くが水道局受託事業であることを踏まえ、自主事業の実施に当たっては採算性を特に重視した運営を行うことが求められています。また、水道局からの業務移転の拡大が予定されており人的資本の有効活用を図る必要があります。このため、国内水道事業については、新規の受注活動を当面見合わせるとともに、海外水道事業については、リスクの少ない案件を中心に受注活動を行うこととしています。
- 新規案件の受注に当たっては、厳格な原価計算による受注判断を行うとともに、既受注案件の継続についても、厳格な原価管理と徹底した効率化により、利益の確保を図っていきます。
- 東京都の政策連携団体として、国内外の水道事業者の事業運営に持続的に貢献するとともに、水道トータルサービス会社ならではの力を発揮する人材の育成を図っていきます。

※自主事業：水道局からの受託業務以外の事業

売上高：15 億円

前期比 107%

【概況】

東京都水道局以外の東京都各局や他の地方公共団体等の人事給与システム、庶務事務システム等、多様なシステムの開発・保守運用を行っています。また、システム等の問合せを受け付けるヘルプデスクの運用も行っています。

【主な取組事項】

- 既存のシステム保守運用及びそれに付随するシステム改修案件を中心に事業を遂行しました。
- 本事業について、当社の強みである水道関連 I T 事業への集約を行っています。

【課題と対応の方向性】

- 自主事業において採算性の確保が最重要課題であることから、プロジェクトマネジメント及びリスク管理を徹底することで、適正かつ安定的な利益の確保と品質の維持・向上を図っていきます。
- 水道関連 I T 事業への集約を円滑に進めるため、引き続き顧客への丁寧な説明を行いながら計画的に取り組んでいきます。
- 事業環境が大きく変化する中、技術力の強化やリスクリングの推進などにより変化に対応できる I T 技術者の育成を継続して進めていきます。

2. 当事業年度及び直前3事業年度の財産及び損益の状況

	第19期 2022年度	第20期 2023年度	第21期 2024年度	第22期 2025年度 (当事業年度)
売上高 (百万円)	27,673	29,275	29,842	33,802
営業利益 (百万円)	1,289	2,700	1,287	2,678
経常利益 (百万円)	1,365	2,894	1,341	2,799
当期純利益又は当期純損失(△) (百万円)	880	1,929	891	△160
1株当たり当期純利益又は1株 当たり当期純損失(△) (円)	257,325	563,996	260,509	△46,890
総資産 (百万円)	18,808	21,149	22,098	26,389
純資産 (百万円)	8,761	10,686	11,564	11,401

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

(注) 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

(注) 第22期(2025年度)における退職金制度の一本化等に伴い、同期に3,291百万円の特別損失を計上しております。

3. 対処すべき課題

(1) 事業環境の見通し

国内の水道事業は、人口減少に伴う需要の減少、水道施設の老朽化や耐震化の遅れ、深刻化する人材不足、物価・人件費の高騰が続くなど、多くの課題に直面しています。

こうした中であっても、当社は東京水道グループの一員として、引き続き効率的かつ効果的な事業運営が求められています。

また、水道局の「東京水道経営プラン2021」では、当社への業務移転を拡大する将来像が示されており、2025年4月には性能発注方式による包括業務委託が開始されました。

質・量ともに拡大していく業務に適切に対応し、安定給水を確保していくためには、各受託事業の原価管理を徹底し、収益性を重視した経営を行うとともに、人材確保、技術継承、能力向上等経営基盤の強化に、より一層取り組むことが必要です。

当社は、こうした課題に着実に取り組み、水道局とともに安定的な水の供給と質の高いお客さまサービスの提供を目指していきます。

(2) 人材の確保、働き方改革

●近年、労働者不足を背景に求人倍率は高水準にあり、特に土木・設備といった技術系人材における需要は高く、安定的に採用、確保していくことが課題となっています。このことから、当社では、入社希望者を増やすため、あらゆる手段を講じています。

・人材の確保及び社員の定着率向上のため、ベースアップを実施する等、社員の処遇向上を図りました。今後も更なる処遇向上策を検討していきます。

・事務職もしくはIT職から土木職・設備職へと転換できる制度を活用し、より柔軟な社員配置を行うとともに技術系人材の確保を推進しています。

・学校訪問を積極的に実施し、代表取締役社長をはじめ幹部社員が学校側と意見交換を行い、良好な関係を構築してきました。また、訪問の際には、当該学校の卒業生がリクルーターとして同行し、プレゼンテーションを行うなど会社のイメージアップを図りました。リクルーターとして活動する社員に対しては、引き続きプレゼンテーション能力向上を図る研修を実施し、説明力強化に取り組めます。

●人材育成について、若手社員が増加する中で、様々な技術やノウハウを若手社員に着実に習得させることが課題となっています。そのため、特に技術系の社内研修において、水道局施設の実習フィールドの活用や様々な事故の疑似体験が可能となるVR機器の活用等、実務研修の充実を図っていきます。

●新たに「確保・定着・育成」という3つの視点から、グループとして必要となる人材を安定的に確保していく方向性を共有し、水道局とともに、「東京水道グループ人材育成方針」を改定しました。

●当社の業務の基本は現場であるとの観点から、引き続き代表取締役社長が各事業所を訪問し、現場で働く社員との意見交換を通じて各事業所が抱える課題の把握に努めていきます。

- 水道局と連携し施設・設備の迅速な修繕を進める等、引き続き執務環境の向上に取り組むとともに、テレワークの推進、仕事と子育てや介護との両立支援など、多様で柔軟な働き方を選択できるよう、すべての社員が働きやすい職場づくりに取り組んでいきます。

(3) コンプライアンス推進・エンゲージメント向上の取組

- 当社は、お客さまの信頼を獲得するために、コンプライアンスの向上を最大課題の一つと位置付けており、全社員を対象とした情報セキュリティ研修や、個人情報の適正な取扱いの重要性に関する意識付け等により、高いコンプライアンス意識の醸成を図りました。
- 2025年度の社員コンプライアンス等意識調査では、社員の要望をより詳細に把握するため、調査の内製化や設問数の削減、自由記述の拡充など、調査方法や内容の見直しを行いました。調査結果において、コンプライアンス意識の上昇傾向が確認できました。
- 2025年3月に、当社契約社員が収納金等を無断で持ち出したことが発覚したため、「コンプライアンス向上対策検討委員会」を設置し、原因分析及び再発防止に取り組みました。

(4) DXの推進

- 労働力人口の減少を見据え少数精鋭での業務運営の実現や、業務の効率化及び品質向上が求められています。このため、2020年11月にデジタルトランスフォーメーション推進検討委員会を設置し、DXの推進に取り組んでいます。
 - ・水道水源林保全管理業務において、オフライン環境での現場点検にノーコードアプリを導入しました。これにより、書類作成や写真データの整理といった事務所作業が簡略化され、作業時間の短縮につながりました。
 - ・水道管路の工事監督業務において、工事事故報告書の作成にノーコードアプリを導入しました。これにより、報告書作成と事故データの整理を同時に進められるようになり、資料作成の効率化及び情報共有の迅速化につながりました。
- 2024年度より、公益財団法人水道技術研究センターの共同研究に参画しており、水道施設点検におけるドローン等の活用や浄水場運転管理におけるDX導入に向け、実証実験や水道事業者との意見交換を行っています。今後、共同研究の成果を踏まえ、更なる社内DXの推進に取り組んでいきます。

(5) 統合基幹業務システム（ERP）の運用

- 2024年度に全面稼働した統合基幹業務システム（ERP）の導入により、適時のプロジェクト別損益管理や業務の標準化・電子化が進むなど、業務の効率化が図られました。
- 2025年度には、マニュアルの更新を随時行うなど運用の定着を図りながら、社員から寄せられた改善要望を取り入れ、新機能を追加しました。今後は、データの有効活用や業務品質の更なる向上を支えるための改善策を検討していきます。

4. 設備投資の状況

水道料金ネットワークシステムで使用するサーバーや社内インフラ機器の入れ替え等により、設備投資の総額は874百万円となりました。

5. 資金調達状況

該当事項はありません。

6. 主要な借入先及び借入額

該当事項はありません。

7. 従業員の状況

	常勤社員数	非常勤社員数	合計	平均年齢
当 期 末	2,327 名	598 名	2,925 名	38.6 歳
前 期 末	2,188 名	606 名	2,794 名	38.9 歳

(注) 平均年齢には非常勤社員は含まれておりません。

8. 重要な親会社及び子会社の状況、親会社等との取引に関する事項

該当事項はありません。

9. 主要な事業所

本 社：東京都新宿区

事業所：東京都立川市

10. 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

11. 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めがあるときの権限の行使に関する方針

該当事項はありません。

12. その他株式会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅱ 株式に関する事項 (2026年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数

8,000株

2. 発行済株式の総数

3,422株

3. 当事業年度末の株主数

6名

4. 株主

株主名	持株数	持株比率
東京都	2,752株	80.4%
損害保険ジャパン株式会社	230	6.7
株式会社みずほ銀行	170	5.0
みずほ信託銀行株式会社	120	3.5
東京海上日動火災保険株式会社	80	2.3
富国生命保険相互会社	70	2.1

5. 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

該当事項はありません。

6. その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅲ 新株予約権等に関する事項 (2026年3月31日現在)

該当事項はありません。

IV コーポレート・ガバナンスに関する事項

1. 基本方針

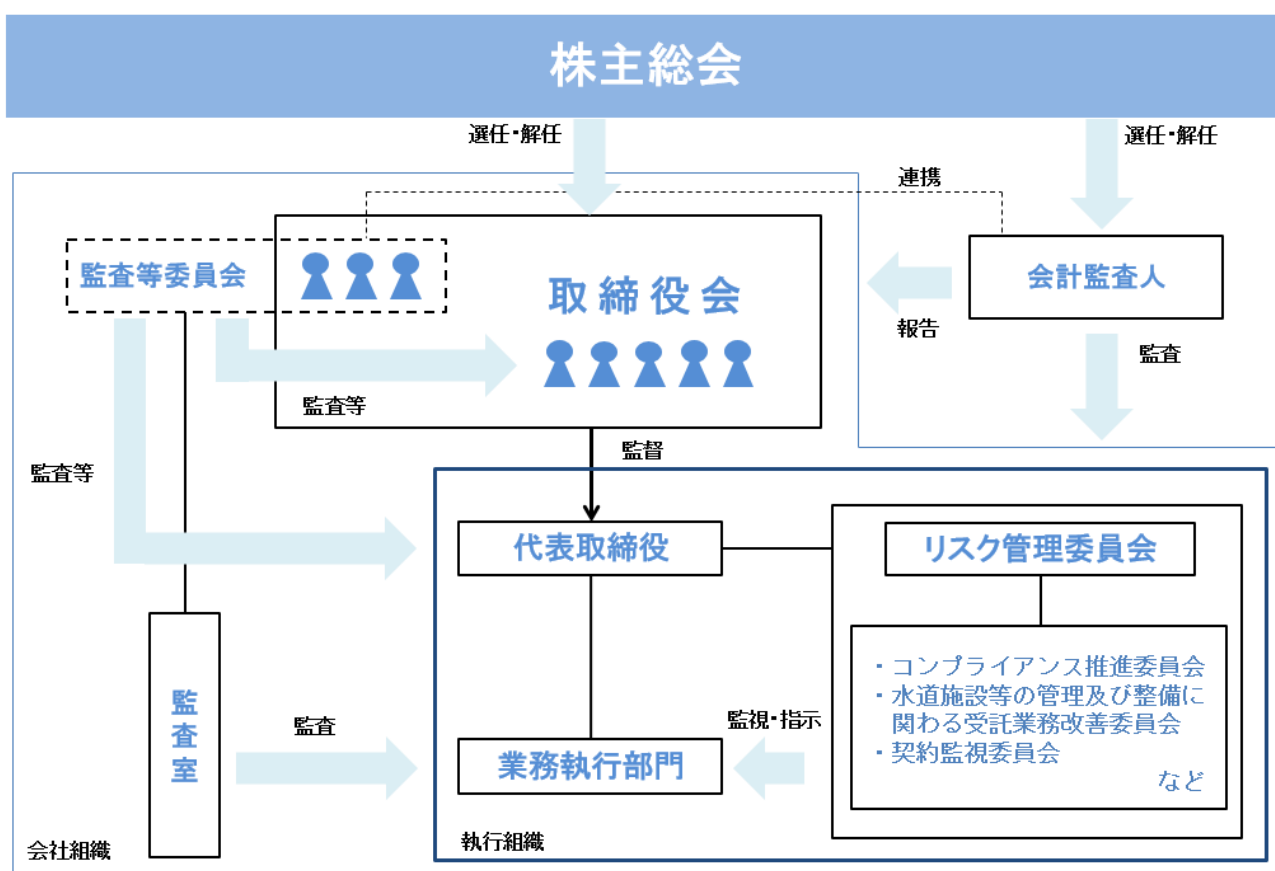
当社は、公益的企業としての公共性の確保、当社の持続的な成長及び長期的な企業価値の向上を図る観点から、意思決定の透明性・公正性を確保するとともに、保有する経営資源を十分に有効活用し、迅速・果敢な意思決定により経営の活力を増大させることがコーポレート・ガバナンスの要諦であると考えています。そのため、次の基本的な考え方に沿って、常に最良のコーポレート・ガバナンスを追求し、その充実に継続的に取り組みます。

- (1) 当社は、都民の負託を受けて存立する企業であることを強く自覚する。
- (2) 都民、水道利用者をはじめ、当社の株主、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会その他の様々なステークホルダーの権利を尊重する。
- (3) 会社情報を適切に開示し、透明性を確保する。

2. コーポレート・ガバナンス体制の概要

当社は、監査等委員会を設置しており、当期については、監査等委員の3名全員を社外取締役としています。

<参考：コーポレート・ガバナンス体制>



3. 取締役会

取締役会は、原則として月1回、定時取締役会を開催するとともに、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営全般に関する議論に加え、法令及び定款で定められた事項のほか、会社経営・東京水道グループ内の連携した重要な取組の実施に関する事項を決定するとともに、取締役から定期的に職務執行状況の報告を受けるなどにより、各取締役の職務執行を監督しています。

また、取締役会が、その役割・責務を実効的に果たしているかについて、各取締役による自己評価を行い、その分析結果に基づき、取締役会全体の実効性を高めるための改善・強化を検討しています。

4. 監査等委員会

監査等委員会は、社外取締役3名で構成されており、原則として月1回監査等委員会を開催するとともに、必要に応じて臨時監査等委員会を開催しています。当事業年度は監査計画に基づき、法令に基づく監査を実施しました。また、代表取締役社長との意見交換会や取締役等とのテーマに応じた議論を実施することで、取締役等の職務の執行状況の実情を把握するとともに、必要に応じて提言を行っています。

5. 役員の選任

当社の取締役は、現在9名で、そのうち3名が社外取締役となっています。

当社の取締役は、優れた人格、見識、能力及び豊富な経験とともに、高い倫理観を有している者から選任することと定めています。

また、取締役候補の選任に当たっては、性別、年齢、技能その他取締役会の構成の多様性に配慮したうえ、取締役会で決議し、株主総会に付議することとしています。

6. 取締役に関する研修

新任取締役（社外取締役を含む。）は、就任後、外部専門家による研修プログラム等に参加するとともに、当社の経営戦略、財務状態その他の重要な事項につき、当社代表取締役社長が指名する業務執行取締役等から説明を受けることとしています。また、取締役は、その役割を果たすために、当社の財務状態、法令遵守、コーポレート・ガバナンスその他の事項について、常に能動的に情報を収集し、研鑽を積むこととしています。

V 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

1. 業務の適正を確保するための体制の整備についての決議の内容

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、その体制その他業務の適正を確保するための体制について、取締役会において次のとおり決議しております。

(1) 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 取締役及び従業員は、遵守すべき行動基準として取締役会において決定されたコンプライアンスに関する基本方針及びコンプライアンスに関する行動指針に則り行動する。
- 法令や定款に違反する行為を発見した場合の内部通報制度を構築し、社外の通報窓口を設ける。
- 内部監査部門として当社に監査等委員会直属の監査室を置く。
- 当社監査室は当社に対する内部監査を実施する。
- 監査室は、その結果を適宜、監査等委員会及び代表取締役社長に報告するものとする。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 取締役は、株主総会議事録、取締役会議事録、重要な意思決定に係る文書（電磁的記録を含む。以下同じ）等その他取締役の職務の執行に係る重要な情報を法令及び社内規程等に従い保存・管理する。
- 上記文書等は、取締役が常時閲覧可能な状態を維持する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 当社のリスク管理基本方針は、取締役会において決定されるものとする。
- 平時において各部署は、その有するリスクの洗い出しを行い、職務執行の中でそのリスクの低減に取り組む。
- 代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、リスク管理のための方針、体制及び手続きを定め、リスク状況の監視、改善の指示を行う。リスク管理委員会の事務局は管理本部とし、当社全体のリスクを網羅的、総括的に管理する。
- リスク管理委員会は、事業活動に重大な影響を及ぼすリスクの現実化を予防するとともに、万一現実化した場合には迅速かつ的確に対応することにより、経営に及ぼす影響を最小限にする。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 本部制を採用し各本部に本部長を設置するとともに、経営連絡会議及び事業運営会議を設置して、経営及び業務執行の監督と、業務執行の明確な役割分担のもと、目標達成の進捗管理を行う。
- 重要事項を決定するために、原則として月1回取締役会を開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催する。

(5) 監査等委員会の職務を補助すべき従業員に関する事項、当該従業員の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに監査等委員会の当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

- 監査等委員会の職務は、監査室においてこれを補助する。監査室の従業員は、もっぱら監査等委員会の指揮命令に従うものとする。

(6) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び従業員又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び従業員は監査等委員会が事業の報告を求めた場合又は業務及び財産の調査を行う場合は、迅速かつ的確に対応するものとする。
- 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び従業員は、法令等の違反行為等、当社に重大な損害を及ぼすおそれのある事実が発見された場合は、直ちに監査等委員会に対して報告を行うものとする。
- 監査室は定期的に監査等委員会に対し、当社における内部監査の結果その他活動状況の報告を行うものとする。
- 監査室は定期的に監査等委員会に対し、当社における内部通報の状況の報告を行うものとする。

(7) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び従業員が監査等委員会へ報告したことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

- 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び従業員は、監査等委員会に直接報告を行うことができるものとし、当該報告を行ったことを理由として不利益な扱いを行うことを社内規程等において禁止する。

(8) 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生じる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に係る事項

- 当社は、監査等委員会がその職務の執行について、当社に対し費用の前払等の請求をした場合、当該費用又は債務が監査等委員の職務の執行に必要な場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 監査等委員会は、監査室との意思疎通及び情報の交換がなされるように努めるものとする。
- 監査等委員会は、定期的に代表取締役社長及び会計監査人と意見を交換する機会を設けるものとする。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

(1) 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 内部通報窓口及び外部弁護士窓口に対して、それぞれ通報・相談があり、適切に対応が行われ、監査等委員会及びコンプライアンス推進委員会に報告がなされております。
- 内部監査部門として監査等委員会直属の監査室を置いており、監査室が実施した内部監査結果について監査等委員会、取締役会及び代表取締役社長に報告がなされております。
- 2025年3月、当社契約社員が水道局に払い込むべき水道料金の収納金等を無断で持ち出したという事案が発覚したことから、「コンプライアンス向上対策検討委員会」を設置し、原因分析及び再発防止策を講じる等、適切に対応しています。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 株主総会議事録、取締役会議事録、重要な意思決定に係る文書等、その他取締役及び執行役員の職務執行に係る重要な情報を、法令及び社内規程等に従い保存・管理するとともに、取締役が常時閲覧可能な状態を維持しております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 取締役会において決定した「リスク管理基本方針」に基づき、損失リスクの発現の抑止及び発現の際の影響の極小化を図り、経営戦略目標達成に向けて、リスク管理を推進しております。
- リスク管理委員会を計2回開催し、リスク管理の状況、リスク所管委員会の活動予定についての報告等を行っております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 各本部に本部長を設置するとともに、経営連絡会議及び事業運営会議を設置して、経営及び業務執行の監督と業務執行の明確な役割分担のもと、目標達成に向けた進捗管理を行っております。
- 重要事項を決定するため、定時取締役会を原則毎月開催するほか、臨時取締役会を必要に応じて開催し、計15回（書面決議を除く。）開催しております。

(5) 監査等委員会の職務を補助すべき従業員に関する事項、当該従業員の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに監査等委員会の当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

- 監査室の従業員は、もっぱら監査等委員会の指揮命令に従い、監査等委員会の職務を補助しており、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保しております。

(6) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び従業員又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び従業員は、事故等の発生状況、法令等の違反行為等について、監査等委員会に対して報告を行っております。
- 監査室は定期的に監査等委員会に対し、内部監査の結果その他活動状況の報告を行うとともに、内部通報の状況の報告を行っております。

(7) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び従業員が監査等委員会へ報告したことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

- 監査等委員へ報告を行った者は、報告を行ったことによりいかなる不利益も受けないものとし、報告を行った者に対して不利益な取扱いを行ったものに対しては、就業規則等に従い懲戒処分等必要な措置を会社が行うことを、「監査等委員会規程」において定めております。

(8) 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生じる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に係る事項

- 監査等委員の職務の執行に関する費用については、速やかに処理しております。

(9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 監査等委員会は、監査室との意思疎通及び情報の交換を常時行うとともに、定期的に代表取締役社長及び会計監査人と意見を交換しております。

VI 会社役員等に関する事項

1. 取締役の状況

(1) 取締役の氏名等（2026年3月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	野田 数	<担当> 1 経営の全般事項に関する事
取締役副社長	石井 英男	<担当> 1 経営の基本事項に関する事 2 管理本部に関する事 3 お客さまサービス本部に関する事 4 情報システム本部に関する事 5 内部統制に関する事 6 リスクマネジメントに関する事 7 コンプライアンスに関する事 8 その他特命事項に関する事
取締役	大友 和仁	<担当> 1 経営の基本事項に関する事 2 水道技術本部に関する事 3 多摩水道技術本部に関する事 4 その他特命事項に関する事
取締役	小澤 賢治	<重要な兼職の状況> 東京都水道局経営改革推進担当部長
取締役	荒畑 克彦	<重要な兼職の状況> 東京都水道局サービス推進部長
取締役	石田 紀彦	<重要な兼職の状況> 東京都水道局浄水部長
社外取締役 (常勤監査等委員)	中島美砂子	<重要な兼職の状況> 中島法律事務所 弁護士・公認会計士
社外取締役 (監査等委員)	中島 文明	<重要な兼職の状況> 株式会社ジャノメ社外取締役 泉州電業株式会社執行役員
社外取締役 (監査等委員)	芳賀 良	<重要な兼職の状況> 株式会社海外交通・都市開発事業支援機構社外取締役

(注) 取締役鈴木理氏は2025年3月31日をもって辞任し、2025年4月10日に新たな取締役に石田紀彦氏が就任しました。

(注) 任期満了に伴い、野田数氏、石井英男氏、大友和仁氏、小澤賢治氏、荒畑克彦氏は、2025年6月30日開催の定時株主総会において取締役に選任されました。

(注) 任期満了に伴い、中島美砂子氏、中島文明氏、芳賀良氏は、2025年6月30日開催の定時株主総会において監査等委員である取締役に選任されました。

- (注) 取締役（常勤監査等委員）中島美砂子氏、取締役（監査等委員）中島文明氏、取締役（監査等委員）芳賀良氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- (注) 重要な社内会議への出席等による日常的な情報収集や会計監査人、内部監査部門等と監査等委員会との十分な連携を図り、監査等委員会による監査・監督の実効性を高めるため、常勤の監査等委員を選定しております。
- (注) 取締役小澤賢治氏、荒畑克彦氏は2026年3月31日をもって辞任し、2026年4月9日に新たな取締役に草野陽樹氏、鈴木美奈子氏が就任しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役中島美砂子氏、取締役中島文明氏、取締役芳賀良氏との間で、各氏がその職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がないときは、会社法第423条第1項の責任については法令が定める額を限度とする契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が取締役としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る法律上の損害賠償金及び争訟費用による損害を填補することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は取締役全員であり、その保険料は当社が全額負担しております。

(4) 補償契約に関する事項

該当事項はありません。

2. 取締役の報酬等に関する方針並びにその総額

(1) 当事業年度に係る取締役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (万円)	報酬等の種類別の総額 (万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役（監査等委員であるものを除く。） （うち社外取締役）	4,601 (-)	4,601 (-)	-	-	3 (-)
監査等委員である取締役 （うち社外取締役）	2,660 (2,660)	2,660 (2,660)	-	-	3 (3)

(注) 記載金額は万円未満を切り上げて表示しております。

(2) 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬限度額は、2024年2月7日開催の臨時株主総会において年額6,000万円以内と決議されております。同決議の効力が発生した2023年4月1日時点での取締役（監査等委員であるものを除く。）の員数は3名です。

監査等委員である取締役の報酬限度額は、2024年2月7日の臨時株主総会において年額2,700万円以内と決議されております。同決議の効力が発生した2023年4月1日時点での監査等委員である取締役の員数は3名です。

(3) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

ア 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

2019年8月19日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を内容に含む「企業統治に関する基本方針」を決議いたしました。

イ 決定方針の内容の概要

東京都が定める基準に則り、取締役会が個人別の報酬等の額を定めることとしております。

ウ 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、取締役会において審議検討を行った上で決議しているため、決定方針に沿うものであると判断しています。

(4) 各会社役員報酬等の額の決定の委任に関する事項

該当事項はありません。

3. 社外役員に関する事項

(1) 他の法人の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人との関係

社外取締役の重要な兼職先と当社との間には、重要な関係はありません。

(2) 親会社等、事業報告作成会社又は事業報告作成会社の特定関係事業者の業務執行者又は役員との親族関係

該当事項はありません。

(3) 当事業年度における主な活動状況

	活動状況
社外取締役 (常勤監査等委員) 中島美砂子	<p>当事業年度に開催された取締役会 15 回の全てに出席し、監査等委員会 17 回の全てに出席いたしました。</p> <p>取締役会において、弁護士及び公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行うとともに、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。</p> <p>また、監査等委員会において、必要な発言を行っております。</p> <p>このように、当社の社外取締役として、業務執行に対する監督等適切な役割を果たしております。</p>
社外取締役 (監査等委員) 中島 文明	<p>当事業年度に開催された取締役会 15 回の全てに出席し、監査等委員会 17 回の全てに出席いたしました。</p> <p>取締役会において、豊富な企業経営経験及び幅広い見識から適宜発言を行うとともに、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。</p> <p>また、監査等委員会において、必要な発言を行っております。</p> <p>このように、当社の社外取締役として、業務執行に対する監督等適切な役割を果たしております。</p>
社外取締役 (監査等委員) 芳賀 良	<p>当事業年度に開催された取締役会 15 回の全てに出席し、監査等委員会 17 回の全てに出席いたしました。</p> <p>取締役会において、豊富な企業経営経験及び幅広い見識から適宜発言を行うとともに、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。</p> <p>また、監査等委員会において、必要な発言を行っております。</p> <p>このように、当社の社外取締役として、業務執行に対する監督等適切な役割を果たしております。</p>

(注) 取締役会の開催回数には書面決議を含んでおりません。

(注) 各社外取締役は、平素から取締役会等において法令遵守を徹底するよう発言を行っており、その職責を果たしています。

(4) 親会社等、親会社等の子会社等、又は子会社等からの役員報酬等の総額 該当事項はありません。

Ⅶ 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	26,800 千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	26,800 千円

(注) 監査等委員会は、会計監査人と確認した監査計画の内容、監査報酬の見積根拠等が適切かどうかについて検討した結果、会計監査人の報酬等の額について、同意を行っております。

3. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第 340 条第 1 項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員会は監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と判断される場合、又は監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査等委員会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 現在の業務停止処分に関する事項

該当事項はありません。

6. 過去 2 年間の業務の停止に関する事項

該当事項はありません。

7. 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

8. 補償契約に関する事項

該当事項はありません。

9. 辞任した、又は解任された会計監査人

該当事項はありません。

VIII 株式会社の支配に関する基本方針に関する事項

該当事項はありません。

IX 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

貸借対照表

(令和8年3月31日現在)

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	17,924,373	流動負債	6,194,910
現金及び預金	13,197,904	買掛金	1,674,454
売掛金	3,983,020	前受金	20,028
有価証券	100,000	賞与引当金	1,394,421
材料	40,591	未払金	441,582
仕掛品	4,465	預り金	218,840
貯蔵品	70,035	未払法人税等	451,291
前払費用	414,470	未払消費税等	665,511
立替金	1,641	未払費用	620,995
その他の流動資産	112,243	リース債務	707,785
固定資産	8,465,088	固定負債	8,792,749
有形固定資産	2,674,029	退職給付引当金	7,509,763
建物	196,759	リース債務	1,120,054
建物付属設備	341,320	資産除去債務	162,930
構築物	25,655		
機械及び装置	52		
車輛運搬具	430		
工具、器具及び備品	199,822	負債合計	14,987,659
土地	229,122	純資産の部	
リース資産	1,680,866	科 目	金 額
無形固定資産	167,477	株主資本	11,419,339
商標権	1,993	資本金	100,000
ソフトウェア	109,446	資本剰余金	4,086,215
リース資産	52,908	その他資本剰余金	4,086,215
電話加入権	3,128	利益剰余金	7,233,124
投資その他の資産	5,623,582	利益準備金	1,503
投資有価証券	1,573,295	その他利益剰余金	7,231,620
関係会社株式	54,264	別途積立金	800,000
繰延税金資産	3,567,109	繰越利益剰余金	6,431,620
支払敷金	74,348	評価・換算差額等	△ 17,537
保証金	60	その他有価証券評価差額金	△ 17,537
保険積立金	79,321		
長期前払費用	275,183	純資産合計	11,401,802
資産の部合計	26,389,462	負債及び純資産の部合計	26,389,462

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位:千円)

科 目	金 額
売上高	33,802,767
売上原価	27,695,012
売上総利益	6,107,754
販売費及び一般管理費	3,429,239
営業利益	2,678,515
営業外収益	165,273
営業外費用	44,016
経常利益	2,799,772
特別損失	
固定資産除却損	2,581
退職給付制度移行損	3,289,221
税引前当期純損失	492,030
法人税、住民税及び事業税	815,331
法人税等調整額	△ 1,146,903
当期純損失	160,458

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位:千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本 合計
		その他 資本剰余金	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
				別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	100,000	4,086,215	1,335	800,000	6,593,923	7,395,259	11,581,475
当期変動額							
剰余金の配当	-	-	-	-	△ 1,676	△ 1,676	△ 1,676
配当に伴う利益 準備金の積立	-	-	167	-	△ 167	-	-
当期純損失	-	-	-	-	△160,458	△160,458	△160,458
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額の合計	-	-	167	-	△162,303	△162,135	△162,135
当期末残高	100,000	4,086,215	1,503	800,000	6,431,620	7,233,124	11,419,339

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	
当期首残高	△ 17,240	11,564,235
当期変動額		
剰余金の配当	-	△ 1,676
配当に伴う利益 準備金の積立	-	-
当期純損失	-	△160,458
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)	△297	△297
当期変動額の合計	△297	△162,432
当期末残高	△17,537	11,401,802

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

I. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

II. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 満期保有目的の債券……………償却原価法(定額法)

(2) 関連会社株式……………移動平均法による原価法

(3) その他有価証券

① 市場価格のない株式等以外のもの

……………期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

② 市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 材料……………先入先出法による原価法

(2) 仕掛品……………個別法による原価法

※ 貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定

(3) 貯蔵品……………先入先出法による原価法

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)… 定率法

ただし、平成28年4月1日以降取得した建物付属設備については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3～50年

建物付属設備 2～40年

構築物 10～30年

機械及び装置 12年

車輛運搬具 4～7年

工具、器具及び備品 2～20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)… 定額法

なお、商標権については、10年で償却しております。

また、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年以内）に基づいております。

(3) リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る資産リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする

定額法によっております。

4. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金…………… 債権の貸し倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- なお、貸倒実績率算定期間においては貸倒実績がなく、貸倒懸念債権等特定の債権に該当する債権もないため、貸倒引当金を計上しておりません。
- (2) 賞与引当金…………… 翌期に支給することが見込まれる賞与額のうち、当期に帰属する分の金額を計上しております。
- (3) 退職給付引当金…………… 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込み額に基づき計上しております。一時金制度の過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しており、数理計算上の差異については、翌期に全額費用処理しております。年金制度の過去勤務費用については、発生時に全額費用処理しており、数理計算上の差異については、翌期に全額費用処理しております。
- なお、旧東京水道サービス株式会社から受け入れた一時金制度の数理計算上の差異については、発生時に全額費用処理しております。

5. 収益の計上基準

(1) 水道局受託事業 水道施設管理・整備業務

当社は、東京都水道局より、将来にわたる安全でおいしい高品質な水道水の安定供給を支え続ける事業として、水道水源林保全管理・貯水池等管理業務、浄水場等運転管理・維持保全業務、水道管路の設計・工事監督業務、管路維持管理業務・配水管附帯設備維持管理業務を受託しております。

東京都水道局からの受託業務については、一定の期間にわたり履行義務が充足される取引であり、履行義務の充足に応じて収益を認識しております。

(2) 水道局受託事業 お客さまサービス業務

当社は、東京都水道局より、お客さまセンターの運営、営業所・サービスステーション業務、給水装置関連業務のほか、水道料金ネットワークシステムを始めとした水道局のお客さまサービスに関わる各種システムの開発・保守運用業務を受託しております。

東京都水道局からの受託業務については、一定の期間にわたり履行義務が充足される取引であり、履行義務の充足に応じて収益を認識しております。

(3) 水道関連自主事業

当社は、国内においては、様々な水道事業体の水道料金等収納業務の運営、TS リークチェ

ッカーレンタル業務、コンサルタント業務等の技術支援業務、研修業務等を受託しております。また、海外においては、JICA が行う ODA 等による国際貢献事業として、主にアジア・アフリカ地域において、無収水削減対策事業や、人材育成業務等を実施しております。

技術支援業務、国際貢献業務等については、成果物の納品又は役務の提供により履行義務が充足されることから、当該履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

(4) 公共機関等を対象とした IT 関連自主事業

当社は、東京都水道局以外の東京都各局や他の地方公共団体等の人事給与システム、庶務事務システム等、多様なシステムの開発・保守運用を行っております。また、システム等の問い合わせを受け付けるヘルプデスクの運用も行っております。

システムの開発・保守運用サービスについては、成果物の納品又は役務の提供により履行義務が充足されることから、当該履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

6. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 外貨建資産及び

負債の本邦通貨への換算基準…………… 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(2) 金額の端数処理…………… 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

III. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

「II. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 5. 収益の計上基準」に同様の内容を記載しているため、注記を省略しております。

IV. 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額は、4,282,954 千円であります。
2. 東京都水道局に対する金銭債権及び金銭債務
売掛金 3,444,887 千円

V. 損益計算書に関する注記

1. 東京都水道局との取引高
営業取引による取引高
売上高 31,721,915 千円
2. 退職金制度の移行による損失
当事業年度に実施した退職金制度の移行に伴い発生した年金制度の過去勤務費用については、退職給付制度移行損 3,289,221 千円を特別損失に計上しております。

VI. 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度末日における発行済株式の種類及び株式数は、普通株式 3,422 株です。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額(円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
令和7年6月30日 定時株主総会	普通株式	1,676,780	490	令和7年3月31日	令和7年6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
令和8年6月29日開催の定時株主総会において下記の通り付議いたします。

決議	株式の種類	配当金の 総額(円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
令和8年6月29日 定時株主総会	普通株式	1,676,780	490	令和8年3月31日	令和8年6月29日

VII. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、以下の通りであります。

繰延税金資産

退職給付引当金	2,660,709 千円
賞与引当金	494,043 千円
未払費用	220,018 千円
減価償却超過額	31,844 千円
未払事業税	53,928 千円
未払事業所税	11,822 千円
前払費用	41,579 千円
資産除去債務	57,726 千円
貯蔵品	893 千円
その他有価証券評価差額金	9,622 千円
減損損失	144 千円
繰延税金資産合計	<u>3,582,334 千円</u>

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	<u>15,224 千円</u>
繰延税金負債合計	<u>15,224 千円</u>
繰延税金資産の純額	<u>3,567,109 千円</u>

VIII. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については定期預金及び短期的な預金並びに安全性の高い債券に限定し、資金調達については、金融機関等からの借入はありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

令和8年3月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	13,197,904	13,197,904	-
(2) 売掛金	3,983,020	3,983,020	-
(3) 有価証券	100,000	99,600	△400
(4) 投資有価証券	1,572,840	1,559,750	△13,090
(5) 買掛金	(1,674,454)	(1,674,454)	(-)
(6) 未払金	(441,582)	(441,582)	(-)
(7) リース債務	(1,827,840)	(1,769,765)	(△58,075)

（注）負債に計上されているものについては（ ）で示しております。

（注） 金融商品の時価の算定方法

(1)現金及び預金、(2)売掛金

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)有価証券、(4)投資有価証券

投資有価証券の時価について、債券等は取引金融機関から表示された価格によっております。

(5)買掛金、(6)未払金

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7)リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

（注） 非上場株式（貸借対照表計上額 455 千円）・関係会社株式（貸借対照表計上額 54,264 千円）は、市場価格のない株式等に該当するため、当該注記には含めておりません。

（注） リース債務の返済予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
リース債務	707,785	488,376	299,518	241,600	90,560	-
合 計	707,785	488,376	299,518	241,600	90,560	-

IX. 関連当事者との取引に関する注記

親会社及び法人主要株主等

(単位：千円)

	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)の割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注2)	科 目	期末残高 (注2)
主要株主	東京都	被所有 直接 80.4%	業務の受託 (注1) 役員(非常勤)	受託事業の履行	33,016,967	売掛金	3,843,999

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 価格その他の取引条件は、市場性を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

(注2) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

X. 1株当たり情報に関する注記

- 1株当たりの純資産額は、3,331,911円89銭であります。
- 1株当たりの当期純損失は、46,890円36銭であります。